

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 2 月 2 日 (金) 第3387号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

○有害な図書等の指定	(青少年男女共同参画課取扱い)	1
○保安林の指定	(森づくり推進課取扱い)	2
○保安林の指定予定の通知	(森づくり推進課取扱い)	2
○保安林の指定施業要件の変更 (4件)	(森づくり推進課取扱い)	2
○救急病院等の認定	(地域医療整備課取扱い)	4
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	(水産振興課取扱い)	4
○土地改良区の役員の就退任の届出	(農地整備課取扱い)	4
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地整備課取扱い)	5
○道路の区域の変更 (3件)	(道路維持課取扱い)	5
○道路の供用の開始 (3件)	(道路維持課取扱い)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課取扱い)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課取扱い)	7
○都市計画臨港地区の決定に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課取扱い)	8
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (2件)	(鹿児島地域振興局取扱い)	8
	(北薩地域振興局取扱い)	8

公

告

○平成29年度行政書士試験合格者公告	(市町村課取扱い)	9
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (4件)	(商工政策課取扱い)	9

告 示

鹿児島県告示第82号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成30年 2 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25266	平成30年 1月23日	雑 誌	CIRCUS MAX 2月号 04099-02	KKベスト セラーズ	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、又は著 しく青少年 の粗暴性若 しくは残虐 性を助長し、 その健全な
25267			実話ナックルズ 2月号 04877-2	ミリオン出 版		
25268			Young Love Comic aya 2月号 18815-02	宙出版		
25269			恋愛天国パラダイス 1月号 09675-1	竹書房		

25270		無敵恋愛エスガール 2月号	08577-2	ぶんか社	育成を阻害 するおそれ がある。
25271		恋愛白書パステル 2月号	19625-02	宙出版	

鹿児島県告示第83号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成30年2月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
垂水市田神字長島1276番，1276番乙，1287番6
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第84号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年2月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
志布志市有明町野井倉字前畑2237番3から2237番5まで，2237番7，2237番13，2263番から2266番まで，2322番，2326番，2327番1から2327番3まで，字向原2345番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については，主伐は，択伐による。
字前畑2237番3から2237番5まで，2237番7，2237番13，2263番から2266番まで，2322番，2326番，2327番1から2327番3まで
 - イ その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第85号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定
施業要件を変更する。

平成30年2月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿児島市桜島赤水町3361番1（次の図に示す部分に限る。），3364番
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部
森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第86号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定
施業要件を変更する。

平成30年2月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿児島郡十島村口之島字セランマ浜487番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部
森づくり推進課及び十島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第87号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定
施業要件を変更する。

平成30年2月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年10月6日鹿児島県告示第1564号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第88号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年 2 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年 2 月 2 日鹿児島県告示第182号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第89号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成30年 2 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
かのや東病院	鹿屋市笠之原町2923番地1号

2 認定の有効期限

平成33年 3 月 29日

鹿児島県告示第90号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成30年 2 月 2 日から同月16日まで奄美漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成30年 2 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 発起人の住所及び氏名

奄美市笠利町大字喜瀬29番地 終田謙夫

奄美市笠利町大字喜瀬3388番地 川原隆光

奄美市笠利町大字里390番地4 濱崎房生

2 加入区

笠利加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

奄美漁業協同組合

鹿児島県告示第91号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，上荒土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年 2 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 就任した役員の氏名及び住所
 - 理事 肥田木幹雄 曾於市大隅町荒谷739番地
 - 理事 阿多 昭一 曾於市大隅町荒谷1395番地 3
 - 理事 福島 優 曾於市大隅町荒谷638番地
 - 理事 持留 忠義 志布志市有明町野神4409番地 2
 - 理事 九日 数実 曾於郡大崎町野方10267番地
 - 理事 本村 一男 曾於郡大崎町野方6286番地 1
 - 理事 上迫 光博 曾於市大隅町荒谷753番地
 - 監事 松尾 博敏 曾於郡大崎町野方6711番地 4
 - 監事 樫山 信哉 志布志市有明町山重10837番地

(任期 平成29年 4 月 11日から平成31年 4 月 10日まで)
- 2 退任した役員の氏名及び住所
 - 理事 樫山 信哉 志布志市有明町山重10837番地
 - 理事 肥田木幹雄 曾於市大隅町荒谷739番地
 - 理事 阿多 昭一 曾於市大隅町荒谷1395番地 3
 - 理事 福島 優 曾於市大隅町荒谷638番地
 - 理事 持留 忠義 志布志市有明町野神4409番地 2
 - 理事 九日 数実 曾於郡大崎町野方10267番地
 - 理事 本村 一男 曾於郡大崎町野方6286番地 1
 - 監事 松尾 博敏 曾於郡大崎町野方6711番地 4
 - 監事 上迫 光博 曾於市大隅町荒谷753番地

鹿児島県告示第92号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により，平成30年 1 月 22日付けで南薩土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 2 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成30年 2 月 2 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年 2 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	白谷雲水峡宮之浦線	熊毛郡屋久島町宮之浦嶽国有林216林班そ 1 小班地先内	前	8.8~26.4	195.1
			後	14.0~45.0	174.0

鹿児島県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成30年 2 月 2 日から 2 週間，鹿児島県土木部

道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	白谷雲水峡宮之浦線	熊毛郡屋久島町宮之浦宮之浦嶽国有林216林班そ1小班地先内	平成30年2月2日

鹿児島県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年2月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	白谷雲水峡宮之浦線	熊毛郡屋久島町宮之浦宮之浦嶽国有林216林班た小班地先内	前	10.0～13.0	117.0
			後	14.0～27.2	117.0

鹿児島県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年2月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	白谷雲水峡宮之浦線	熊毛郡屋久島町宮之浦宮之浦嶽国有林216林班た小班地先内	平成30年2月2日

鹿児島県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年2月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	浦原喜界空港線	大島郡喜界町大字城久字スンマン97番4地先から82番2地先まで	前	10.8～29.1	256.6
			後	8.3～33.8	256.6

鹿児島県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年2月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	浦原喜界空港線	大島郡喜界町大字城久字スンマシ97番4地先から82番2地先まで	平成30年2月2日

鹿児島県告示第99号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年2月2日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・上道1, 急・安良川2, 急・前平1, 急・用道1, 急・川渡上野2, 急・横道川1, 急・立籠1, 急・神屋上野2, 急・神屋上野3, 急・冷川上野1及び急・冷川上野2
	大和村	急・西濱1, 急・永福地1, 急・井小森1, 急・湊1, 急・杉ン作1, 急・河釜1, 急・棚畑1, 急・山田1, 急・久保山1, 急・實又1, 急・古代地1及び急・古代地2
土石流	奄美市	土・小又3, 土・湊城1, 土・川渡上野1, 土・冷川上野1, 土・長作1, 土・長作2及び土・冷川上野2
	大和村	土・平畑1, 土・平畑2, 土・平畑3, 土・里1, 土・脇田1, 土・茂山1, 土・實又1, 土・平田1, 土・古代地1, 土・山田1及び土・牛ノ花1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第100号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年2月2日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・上道1, 急・安良川2, 急・前平1, 急・用道1, 急・川渡上野2, 急・横道川1, 急・立籠1, 急・神屋上野2, 急・神屋上野3, 急・冷川上野1及び急・冷川上野2
	大和村	急・西濱1, 急・永福地1, 急・井小森1, 急・湊1, 急

		・杉ン作1, 急・河釜1, 急・棚畑1, 急・山田1, 急・久保山1, 急・實又1, 急・古代地1及び急・古代地2
土石流	奄美市	土・小又3, 土・湊城1, 土・川渡上野1, 土・長作1及び土・冷川上野2
	大和村	土・平畑1, 土・平畑2, 土・平畑3, 土・里1, 土・脇田1, 土・茂山1, 土・實又1, 土・平田1, 土・古代地1, 土・山田1及び土・牛ノ花1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第101号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により喜界町から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年2月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 喜界都市計画臨港地区
 - (2) 名称 湾港臨港地区
- 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島地域振興局告示第3号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成30年2月2日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
子育てサポートKキッズ	鹿児島市明和二丁目14番15号	合同会社Kキッズ	鹿児島市明和二丁目14番15号	小菌 幸一	平成30年1月20日	児童発達支援・保育所等訪問支援

北薩地域振興局告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成30年2月2日

北薩地域振興局長 中堂蘭哲郎

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
子ども発達支援事業所ばる	薩摩川内市中郷町4708-1サポートゾーンサニ-サイド内	社会福祉法人麦の芽福祉会	鹿児島市川上町680番3	内田 芳夫	平成30年1月1日	児童発達支援

公 告

平成29年度行政書士試験合格者公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条の規定により実施した平成29年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成30年2月2日

受験番号	受験番号	鹿児島県知事	三反園訓
9110004	9110010		受験番号 9110014
9110023	9110031		9110035
9110047	9110049		9110050
9110062	9110064		9110065
9110071	9110072		9110103
9110108	9110116		9110121
9110143	9110152		9120002
9120007	9120009		9120015
9120024	9120025		9120034
9120042	9120045		9120051
9120056	9120060		9120061
9120062	9120090		9120101
9120110	9120116		9120121
9120126	9120139		9120147
9120156	9120157		9120174
9120175	9120182		9120184
9120186	9120202		9120204
9120210	9120214		9120221
9120222	9120232		9120238
9120239	9120252		9120265
9120300	9120301		9120333
9120368	9120387		9120389

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年2月2日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年2月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス出水店
出水市上知識町781番地 外8筆
- 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成29年8月16日
- 意見の概要
当市として、意見はありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年2月2日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成30年2月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鹿児島
鹿児島市東開町7番 外15筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成29年 8 月16日
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成29年 8 月16日
- 3 意見の概要
 - (1) 従業員や店舗利用者に対し、公共交通を周知するとともに、その利用を促すよう努めること。
 - (2) 駐車場の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
 - (3) 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法11条及び12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。
 - (4) 来客の自動車を駐車場へ案内する経路及び方法について
 - ア 誘導案内広報、適切な誘導員の配置により、届出計画を徹底すること。
 - イ 店舗駐車場の出入口において誘導を徹底し、入庫待ちの車両等により、交差点及び店舗前面市道の渋滞を招かないよう状況に応じた適切な対応を行うこと。
 - (5) 交通管理者（県警交通規制課）との協議、指摘等により既設道路の改良、出入口等に変更が生じた場合は、その都度道路管理者（谷山建設課）とも協議を行うこと。
 - (6) お盆・正月・連休等、来店者による交通量が増加する特異日において周辺地域への影響対策を行う際は、交通管理者、道路管理者等と連携を図り、周辺事業所等に対し周知徹底を行うなど適切な対応を行うこと。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定によりさつま町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年2月2日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年 2 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス宮之城店
薩摩郡さつま町時吉字囿田239番1 外5筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成29年 8 月22日
- 3 意見の概要
なし

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年2月2日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年 2 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ西出水店
出水市西出水町1205番 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

平成29年8月30日

3 意見の概要

- (1) 駐車場出入口付近にフェンスや壁木等を設置する場合は、周囲の見通しが悪くならないように配慮すること。
- (2) 開店当時及び売り出しの時期においては、交通量の増加による交通渋滞が予想されるので、駐車場の確保並びに交通整理員及び看板等による誘導を行うこと。
- (3) 空調設備、変電設備又は来店若しくは荷さばき車等の騒音について、事前の調査では影響は少ないと予測されているが、周辺住環境に十分配慮し、騒音対策を徹底すること。
- (4) 建設作業において、騒音規制法及び振動規制法の特定建設作業に該当するものがあるときは、法を遵守すること。
- (5) 廃棄物の処理に関しては、関係法令に基づき適切な処理を行うとともに、ごみの減量化及び再資源化に可能な限り努めること。
- (6) 上記(3)～(5)及びこれ以外の件について苦情等が発生した場合は、関係機関の指示に従い、自己の責任において迅速に処理すること。
- (7) 市内全域が景観計画区域であるため、延べ床面積が500平方メートルを超える建築物や4メートルを超える広告塔を新築する場合には、行為着手の30日前までに景観計画区域内行為届出を行うこと。
- (8) 当該地は屋外広告物の第3種制限地域であるため、敷地内の広告物の合計面積が20平米を超える場合には、許可申請を行うこと。
- (9) 出水市景観形成基準により屋外広告物等についても、使用出来る色が制限されており、企業ロゴ等も、出水市景観形成基準を満たすこと。
- (10) 機材等を搬入搬出する際や工事の際には、市道及び法定外公共物の施設等を汚損しないこと。
- (11) 土砂、汚水、油等を水路に流出させないこと。
- (12) 万が一、上記(10)～(11)に反するような事態が生じた場合、それぞれの施設管理者に報告し、指示を仰ぐこと。
- (13) 市道及び法定外公共物の工事を行う際は、必ず工事施行承認申請を行うこと。
- (14) 建設予定地の周辺については、児童・生徒の通学路となっているため、登下校時の安全対策については、十分配慮すること。